



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL：0985(38)8821
FAX：0985(38)5028

有効求人倍率

過去最高の1.49倍



働き方改革改正法スタート



4月より時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の確実な取得をはじめとして、働き方改革改正法が順次適用されています。

「みやざき働き方改革推進支援センター」では、働き方改革全般について様々なご相談を受け付けています。どうぞお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

みやざき働き方改革推進支援センター
TEL 0120-975-264

本県の労働市場における有効求人倍率について、平成30年度分を集計した結果、1.49倍（正社員の有効求人倍率0.98倍）となりました。これは集計を開始した昭和38年度以来、それまで最高値であったバブル景気時代の1.09倍を上回る過去最高値となりました。リーマンショックの頃の0.39倍以降、上昇基調が続いています。

また、本県では若者の県外流出が大きな問題となっています。今回、平成31年3月高校卒業者の就職等の状況について平成31年3月末時点できりまとめた結果、就職内定者に占める県内内定者の割合は、59.1%

なり、これは前年同月比58.1%より1.0ポイント上昇する結果となりました。

令和2年3月卒業予定者の採用・選考スケジュールは、高校求人の求人票受付開始が6月1日からとなります。求人される企業の方は、確実な採用計画を立てて早めのご準備をお願いします。

※有効求人倍率とは求職者(仕事を探している人)1人あたりに何件の求人があるかを示すもの。求人倍率が1.0より高ければ「仕事を探している人」よりも「企業が求めている人数」の方が多いということになります。

結んでいますか36協定

労働基準監督署へ新様式での届け出が急増

方が届け出に多数訪れています。

また、新様式での届け出が全体の3分の2に達しており、記載内容の確認項目も増えていることから届け出のチェックも入念に行っています。

なお、中小企業についての時間外労働の上限規制は、令和2年4月1日の施行ですが、すでに新様式で提出される事業場も目立っており、36協定に関する相談も急増しています。今後も36協定の適正な締結と届け出をお願いいたします。

宮崎労働基準監督署での届け出風景



働き方改革を推進するため、改正労働基準法が4月1日から施行され、時間外労働の上限規制（大企業が対象）がスタートしました。

宮崎労働基準監督署では、時間外・休日労働に関する協定（36協定）の届け出のピークが3月にあり、4月以降も窓口には事業場担当者の



啓発のチラシを掲示

安心して働きたい!



申告と納付は早めに
労働保険の年度更新
—労災保険・雇用保険—

6月3日~7月10日

申請はカンタン・便利な電子申請で

アルバイトをする前に

労働条件を確かめよう!



県内大学の新生に労働法等を講義しました

南九州大学の新生オリエンテーションと丸山雇用環境・均等室長(下)と吉田労働局長(上)が講話をする



宮崎労働局が4~7月に取り組んでいる「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの一環として、大学の新生オリエンテーション等を利用した労働法制講義を3校で実施しました。

4月5日に県立看護大学・宮崎公

立大学、8日に南九州大学で合計約420人の学生が受講。アルバイトで起きがちなトラブルとして、「無理やりシフトを入れられたり、一方的にシフト変更される」や「代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえない」などを例に、労働基準法などをわかりやすく説明しました。

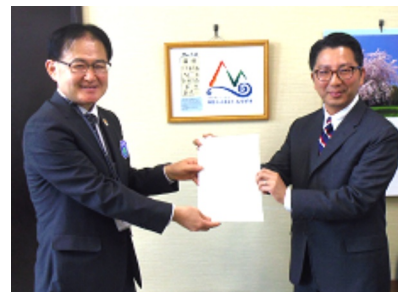
終了後、学生からは「しっかり書面を確認してアルバイトに励みたい」「不当に扱われているなと思ったら、すぐに相談しようと思った」といった感想もありました。

講師から「学生の本分は学業。無理なアルバイトはしないこと」「労働条件は書面で確認すること」「もしトラブルで困ったら、一人で悩まず労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーに相談してください」と案内しました。

地域活性化雇用創造プロジェクト採択

働く場所として選ばれる「宮崎」

宮崎労働局は、4月9日、宮崎県に対し「地域活性化雇用創造プロジェクト」採択通知書を交付。県の事業構想が、産業政策と一体となり、安定的な正社員としての雇用を生み出す効果が高いとして採択されたものです。その事業には年間10億円を上限に最大3年度間、実施する費用の8割を補助します。今後、県の成長産業において若者、女性及び高齢者も働きやすい良質で安定的な雇用機会創出の同事業効果が期待されます。



大原職業安定政策部長(右)と邊宮崎県総合政策部長(左)

えるぼし・くるみんを認定

社会福祉法人常陽福祉事業団 丸栄宮崎株式会社

労働大臣が認定する「えるぼし」については、県内唯一となり、社会福祉法人常陽福祉事業団(都城市:医療・福祉・労働者数191人)が認定を受けました。

さらに、次世代育成対策推進法に基づく「子育てサポート企業」を認定する「くるみん」については、今年初となる認定を丸栄宮崎株式会社(宮崎市:製造業・労働者数247人)が受けました。

常陽社会福祉事業団は、女性の多様なキャリアコースがあり、非正規社員から正社員への転換や、30歳以上の採用の実績等が評価され、「えるぼし認定(2段階目)」になりました。また丸栄宮崎は、男性の「子の看護

休暇」の取得促進等が評価され、「くるみん認定」になりました。どちらも、県内事業所の範としてさらなる躍進を期待いたします。



常陽福祉事業団の内田理事長、馬渡事務局長、吉田局長、松元次長(左から)



丸栄宮崎(株)の菊池氏、河添企画部長、吉田局長、緒方企画課長(左から)

3月26日、宮崎労働局は、えるぼし・くるみん認定通知書交付式を行いました。女性の活躍促進に関する状況が優良な企業として厚生

宮崎で働きたい

ふるさと就職説明会 東京・大阪・福岡にて開催

大阪会場での迫園雇用企画係長



宮崎県と労働局では「宮崎で働きたい」と考えているUIターン希望者や来春大学等卒業予定者と「人材を求める宮崎県内企業」の出会いの場として都市圏での就職説明会を共催しています。

今回は3月24日の東京会場を皮切りに、4月6日福岡、同14日大阪の3会場で開催。各会場「ハローワーク相談コーナー」を設けハローワークで受理した求人情報の提供や、仕事に関する相談を受けました。